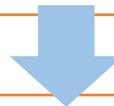


太陽光発電設備に関する県条例の制定に伴う 長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する 条例の廃止について

市条例制定の背景

- ・平成24年に固定価格買取制度(FIT)が導入され、太陽光発電施設が急速に普及する一方で、野立て太陽光発電施設の設置に伴い近隣住民等とトラブルになるケースも発生
- ・平成27年9月、野立ての太陽光発電施設の設置について、設置が円滑に進められることを目的として、「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定
- ・ガイドライン施行後も太陽光発電設備に関する市民からの相談が増加
- ・令和2年7月、ガイドラインの在り方について、環境審議会に諮問。太陽光発電設備の設置を推進するとともに、住民との調和が図れる規制強化が必要であることから、条例化すべきとの答申が示される。



長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

(令和3年4月1日施行)

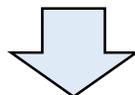
市内における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止や市民の生活環境の保全等、地域環境との調和を図ることを目的とする。

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例の制定

県条例制定の背景

- ・2050ゼロカーボンに向け、再エネの更なる生産拡大が不可欠である中、野立て太陽光発電についても普及を図っていくためには、適正な事業の在り方に関する一定のルールが必要
- ・再エネに関する単独条例を制定する市町村は一定数あるものの(25市町村)、規制の内容・レベルは多様であり、また、条例未制定の市町村もある中で、県が広域的にルールを定め、相互に補完していくことが必要。(市町村からも県の条例制定を求める意見あり。)
- ・今後、条例を含む法令順守を前提としたFIT制度を利用しない再エネ導入の拡大が想定され、これらにも対応できる実効性のあるルールが必要

(長野県環境審議会資料から抜粋)



令和5年9月県議会で可決、令和6年4月1日 施行

県条例と市条例の比較(制度設計)

	長野市	長野県
対象施設	20キロワット以上	10キロワット以上
規制手法	届出制	特定区域内の事業⇒許可制 それ以外の事業⇒届出制
	<p>特定区域: 森林計画対象森林区域、土砂災害特別警戒区域、・砂防三法区域(地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地)</p>	
事前協議	事業着手90日前までに市長に協議 (以下の区域内の事業に限る)	あらかじめ事業基本計画書を知事に提出(全ての区域)
	<p>事前協議対象事業: (1)砂防指定地 (2)地すべり防止区域 (3)急傾斜地崩壊危険区域 (4)土砂災害警戒区域 (5)保安林の区域 (6)3,000㎡を超える場合 (7)これらに準ずる区域</p>	
住民説明会	事業着手60日前までに隣接住民等を対象に説明会を開催 (対象者) 境界から50メートル以内の土地・家屋の所有者、居住者、営農者等及び行政連絡区の代表者 (意見への対応) 隣接住民が提出した意見書に対し、見解書を交付	関係住民に周知した上で、事業基本計画説明会を開催 (対象者) 関係住民の範囲は事業者が合理的な根拠を示して設定 (意見への対応) 関係市町村長、関係住民又は事業基本計画書について意見を有する者が送付した意見書に対し、誠実に回答

	長野市	長野県
勧告	無届、虚偽の届出により設置した場合等は必要な措置を講ずるよう勧告	無許可設置に対して、事業の中止、撤去、現状回復を勧告 維持管理計画に従った維持管理を行わない場合、必要な措置を講ずるよう勧告
公表	第14条の勧告を受けた事業者が、理由なく当該勧告に従わないとき、氏名・住所・内容を公表	許可取消若しくは措置命令を行った場合、又は土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令に係る措置を講じなかった場合、氏名・住所・内容を公表
許可の取消し	—	<ul style="list-style-type: none"> ・不正な許可取得 ・許可日から1年以上の未着手 ・措置命令違反 など
措置命令	—	勧告に従わない場合は、措置命令
罰則	—	無許可、無届の設置等に5万円以下の過料

	長野県
<p>環境保全措置の検討</p>	<p>「環境配慮区域」内の50kW以上の太陽光発電施設については、環境影響調査・環境の保全のための措置の検討が必要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>環境配慮区域の例: 水道水源保全地区、水資源保全地域、国定公園、県立自然公園 自然環境保全地域・国有林、地域森林計画対象森林区域 等</p> </div>
<p>土砂災害等の発生防止のための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内の許可については、長野県太陽光発電事業技術委員会から意見聴取。 ・許可には、土砂災害等の発生の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。 ・届出区域で、土砂災害等の発生の防止のために必要があると認めるときは、長野県太陽光発電事業技術委員会に意見聴取の上、土砂災害等の発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命令
<p>維持管理</p>	<p>維持管理計画の作成・公表と、計画に従った維持管理を義務付け</p>
<p>撤去の届出</p>	<p>太陽光発電施設を撤去する際は、その旨の届出</p>
<p>地位の承継</p>	<p>太陽光発電施設(事業)を譲り受け等した場合の条例上の義務の承継を規定</p>
<p>既存施設の適正管理</p>	<p>条例施行前に着手された既存の太陽光発電施設についても、届出をさせた上で、適正な維持管理を義務付け</p>

県条例と市条例の関係

県条例	【制度設計】		【実効性の担保】	【その他の規定】
事業基本計画書の提出	住民説明	許可 又は届出	勧告・公表 措置命令 罰則	環境保全措置の検討 土砂災害等防止措置 維持管理計画の順守 撤去の届出 地位の承継
市条例 事前協議	住民説明	届出	勧告・公表	

- ・県条例は、設置前に市条例と同様の手続を義務付け。
- ・特定区域では許可制とするほか、実効性の担保や設置後の施設管理等に関して、市条例以上の規定を盛り込んでいる。
- ・これらのことから、県条例により市条例がカバーされるとともに、より手厚い措置も講じられる。

条例が並立する場合の問題点

- ・県条例の施行により、県条例、市条例が並立。
- ・2つの条例が適用されることにより、双方の条例による二重の手続が必要となる。

- ・県条例、市条例が並立すると、2つの条例による二重の手続が必要となり、事業者・住民双方の負担となる。
- ・また、並立させた場合、市条例では届出を受理できるが、県条例では不許可になるなど、双方の条例で設置できるかどうかの処分が異なる場合も想定される。
- ・県条例により太陽光発電設備の規制を行うことで、市条例と同等以上の効果が見込まれるため、あえて市条例を残す必要はない。



長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例を廃止

- ・市条例を廃止し、全県的なルールに一本化
- ・市条例で手続中の案件については、二重手続を避けるため、所要の経過措置を設ける。

今後のスケジュール

- ・10月31日(火) 部長会議
- ・11月7日(火) 政策説明会
- ・12月市議会定例会に条例廃止議案を提出
- ・令和6年4月1日 県条例施行と同時に市条例廃止